

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

項 目 名		社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目		所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「退職手当制度」という。）は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき社会福祉施設等に従事する職員に対して退職手当金を支給することをもって、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、昭和 36 年に創設された制度であり、これまで 60 年以上にわたり、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、福祉サービスの安定的な提供と質の向上に一定の役割を果たしてきた。 退職手当制度が将来にわたり人材確保と定着による福祉サービスの安定的な提供及び質の向上に資する制度として安定的に運用されるよう、検討会を立ち上げ、今後の制度の在り方を検討し、必要な見直しを行うとともに、必要な税制措置を講じていく。			
	＜関係条文＞ 所得税法第 21 条、30 条、31 条、199 条、201 条、202 条 所得税法施行令第 72 条 国税徴収法第 76 条、77 条 国税徴収法施行令第 35 条	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 退職手当制度は、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、福祉サービスの安定的な提供と質の向上に一定の役割を果たしてきた一方で、制度創設から長期間が経過し、社会経済情勢が大きく変化する中で、近年は退職者数の増加や勤続年数の長期化に伴う退職手当給付額の上昇に伴い、退職手当の財源となる掛金額の引上げが続くなど、制度を取り巻く環境が大きく変容している。 このような状況を踏まえ、制度の持続可能性・安定的運営の観点及び人材定着のための制度の在り方を見直す観点から、必要な制度の見直しを行う必要がある。			
	(2) 施策の必要性 関係審議会等における検討を行い、その結果を踏まえて退職手当制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の措置を講じる必要がある。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、地域での質の高い福祉サービスの提供体制を整備するため、その体制を支える人材の確保・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化を希望
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会福祉施設の情勢の変化を踏まえ、将来にわたり人材の確保・定着による福祉サービスを安定的に提供するために退職手当制度の見直しを行うことが重要であり、退職手当制度の安定的な運用の観点から引き続き税制措置が必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—